

公益財団法人柏森情報科学振興財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、公益財団法人柏森情報科学振興財団（英文名：Kayamori Foundation of Informational Science Advancement 略称：「K・F I S A」）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 本財団は、情報に関する自然科学、人文社会科学分野の基礎的・萌芽的又は総合的な研究に対する援助・支援を行い、情報科学の振興を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究に対する助成
- (2) 國際会議、学術講演会、フォーラム、シンポジウム、セミナー、研究集会及び研修会の開催に対する助成。
- (3) 講演会、フォーラム、シンポジウム、セミナー、研究集会及び研修会の開催
- (4) 出版物の編集及び刊行
- (5) 図書、文献、資料及び情報の収集、保管及び提供
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 公益目的事業の対象区域は全国とする。

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うに不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定をうけた以後に寄附を受けた財産（又は交付を受けた補助金その他の財産）については、理事会の決議により定める。

（基本財産の維持及び処分）

- 第7条 基本財産について本財団は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 本財団の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決により承認を得た後、基本財産の一部を処分して公益目的事業を実施するための事業費又は管理費に充て、あるいはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（財産の管理及び運用）

- 第8条 本財団の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会で定める。
- 2 財産は、安全確実な方法で運用しなければならない。

（事業計画及び収支予算）

- 第9条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記録した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出し、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

- 第10条 本財団の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出す

るものとする。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会においては総評議員及び理事会においては総理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良にあてるために保有する資金の扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員

(定数)

第14条 本財団に、評議員6名以上12名以内を置く

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条か

ら第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国會議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項の決議に参画する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任をされた評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 本財団は職務執行の対価として評議員に対し日当や諸謝金等の報酬を支給することができるものとする。支給に当たっては、全評議員の年度総額は500万円（税込み）を超えない範囲とする。

- 2 前項とは別に、評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認並びにこれらの付属明細書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面

に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際しては、各候補者ごとに第1項の決

議をおこなわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長とその会議に出席した評議員2人は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員及び職員

(役員の設置)

第30条 本財団に次の役員を置く。
(1) 理事 6名以上12名以内
(2) 監事 2名又は3名
2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事としこれらの者をもって本財団の代表理事とする。

(役員の選任)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係

にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 代表理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本財団の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、

その行為をやめることを請求すること。

- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第36条 本財団は職務執行の対価として役員に対し日当や諸謝金等の報酬を支給することができるものとする。

- 2 前項とは別に、理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前項及び前々項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員および評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (ア) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
(イ) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
(ウ) 本財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第38条 本財団は、役員の一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役及び顧問)

第39条 本財団に相談役及び顧問を若干名おくことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(相談役及び顧問の職務)

第40条 相談役及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

(事務局)

第41条 本財団に、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び必要な職員をもって構成する
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。また一般職員は理事長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるものほか、本財団の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選任及び解職

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 第38条の責任の免除

(種類及び開催)

第44条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

- 第45条 理事会は、理事長が招集する。ただし前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手段を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事が議長の職務

を代行する。

(定足数)

第47条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第49条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

第52条 本財団に、第4条に定める助成の対象となる者を選考するために、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。
- 3 前項の委員は、本財団の理事及び評議員以外の学識経験者から、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 4 選考委員には選考委員のいづれか1人とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、選考委員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 選考委員会の議事の運営の細則等は、理事会が決定する。

(選考委員の任期)

第53条 選考委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 選考委員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(選考委員の解任)

第54条 選考委員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により代表理事がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他選考委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 この場合、当該選考委員にあらかじめ通知するとともに、現理事会及び評議員会で議決する前に当該選考委員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、当該選考委員から提出された弁明書をもってこれに代えることができる。なお、弁明書が一定の期限までに提出がなされないときは、第1項に規定する議決のみにて解任することができる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第56条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第57条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に

贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告方法)

第59条 本財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する。

第10章 補則

第60条 法令及びこの定款に定めるものほかに本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第60条の2 本財団の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 本財団の監事には、本財団の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

3 本財団の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

第60条の3 本財団が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）について、その後取得した同一の銘柄の株式（出資）を含め、その株式（出資）の発行会社に対して株主等として権利を行使する場合には、次の事項を除き、予め理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

代表理事（理事長）は、柏森雅勝

代表理事（専務理事）は、柏森秀行

- 4 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩根節雄 岡田直之 柏森 健 嶋本久寿弥太

田中 譲 田村浩一郎 野崎悠子 福田敏男

山下 陽 柳井信忠

改定

平成27年7月1日改定